

図書館施設の使用について

【使用許可申請】

図書館の施設（別表 1）を使用する場合は、図書館施設使用許可申請書（様式第 5 号）を使用日の属する月の 3 か月前から使用日の前日までの間に、使用する図書館に提出してください。ただし、下記に該当するときは施設の使用を許可できません。

- (1) 条例の規定により入館を制限し、又は利用を禁止するとき。
- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的として使用するとき。
- (4) 専ら営利を目的として使用するとき。

【使用料】

使用者は、別表に定める使用料を前納していただきます。ただし、（別表 2）に該当する場合は使用料が減免となります。

（別表 1） （湖西市立図書館条例第 6 条、第 7 条関係） ※市民が使用するとき

図書館名	施設名	定員 (人)	使用料（円）		
			9：30～ 12：00	12：30～ 15：00	15：30～ 18：00
中央図書館	視聴覚室	72	1,580	1,580	1,580
	集会室	14	590	590	590
	お話し室	30	540	540	540
	学習研修室	40	870	870	870
新居図書館	会議室	20	850	850	850
	読書室（和室）	20	690	690	690
	視聴覚室	48	2,140	2,140	2,140

備考

- 1 市民以外の者が使用するときの使用料は、使用料の 10 割に相当する額を加えた額とする。
「市民」とは、市内に住所を有する者又は当市所在の団体若しくは事業所の場合。
- 2 この表に定める時間には、使用の準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。
- 3 この表に定める時間の区分のうち 2 以上の区分を継続して使用する場合は使用料の額は、当該 2 以上の区分の使用料の合計額とする。
- 4 使用時間がこの表に定める時間に満たない場合であっても、使用料は減額しない。

(別表2) (湖西市立図書館条例施行規則第 15 条関係)

区分	使用区分	減免の別 (減額率)
1	市がその主催する事業で使用する場合	免除
2	湖西市自治会連合会、湖西地区小中学校 P T A 連絡会、湖西市子ども会連合会等の本部が市の施策に合った事業活動を実施するために使用する場合	免除
3	市内の学校、保育所又は認定こども園が幼児、児童若しくは生徒又はその保護者、教職員等を対象に教育又は保育の目的で使用する場合	免除
4	図書館ボランティア登録団体が使用する場合	免除
5	市が共催し、又はその構成団体の一員となって事業を推進するために使用する場合	減額 (50%)
6	国又は他の地方公共団体が加入している団体が広く市民を対象として行う研修会、講演会等 (市の職員を対象とした連絡会議等を除く。) のために使用する場合	減額 (50%)
7	この表の 2 の項に該当する団体の下部の団体が使用する場合	減額 (50%)
8	特定非営利活動法人その他自主的な活動を行っている団体が市の施策に沿った事業活動を行うために広く市民に参加を呼び掛けて実施する講座、講習会等 (参加費を徴収するものを除く。) で使用する場合	減額 (50%)
9	構成員の過半数を高校生以下の者が占める団体が使用し、又は高校生以下の者が個人で使用する場合	減額 (50%)
10	構成員の過半数を高齢者が占める団体が使用し、又は高齢者が個人で使用する場合 (高齢者の健康増進、教養の向上に寄与することを目的とする場合に限る。)	減額 (50%)
11	構成員の過半数を障害者が占める団体が使用し、又は障害者が個人で使用する場合	減額 (50%)
12	上記に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める場合	免除又は減額 (50%)

備考

- この表において「学校」とは、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校をいう。
- この表において「保育所」とは、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。
- この表において「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。
- この表において「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
- この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は療育手帳制度要綱 (昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号) の規定により療育手帳の交付を受けている者をいう。
- 区分 11 において、障害者が個人で使用する場合の介助者の使用料は、免除とする。

【使用許可の取り消し】

使用許可を取り消す場合は、使用日 3 日前までに「図書館施設使用許可取消願」 (様式第 7 号) を提出してください。